

議事要旨(5)退職給付専門委員会における検討状況について

初めに、西川副委員長より、退職給付専門委員会では、現在、複数事業主制度に係る 2 つの論点について検討が行なわれている旨、説明がなされた。

続いて、河本専門研究員から、2 つの論点のうち「複数事業主制度を採用している場合における『自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないとき』の取扱い」について、専門委員会におけるこれまでの検討状況が説明された。今回は、年金制度の積立不足に関する情報を拡充するものとして、現行会計基準を一部改正する案の説明が行われた。

審議の中では、出席した委員等から次の発言があった。

- ・重要性の判断の取扱いについて、改正案では本文、結論の背景及び参考の 3 箇所それぞれに記載があるが、全体に整合的な記載となっていない。特に、差引額が正の値となる場合（積立余剰がある場合）の取扱いが分かりにくい。
- ・複数事業主制度がいくつかあり、これらに退職給付会計基準注解（注 12）に基づく処理を適用している場合の取扱いについて、各制度の数値を合算して記載する案と、原則としてそれぞれの制度ごとに注記する案が提示されているが、実務的な負担や退職給付に関する他の注記との整合性を勘案すると、前者が望ましい。

これらに対して事務局からは、引き続き検討する旨の回答がなされた。

以 上